

12月10日（水）

令和 7 年 12 月 10 日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（35名）

1番	河野通博	（みやざき未来灯）
2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	野崎幸士	（宮崎県議会自由民主党）
19番	佐藤雅洋	（同）
20番	内田理佐	（同）
21番	川添博	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	日高博之	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濱砂守	（同）
33番	安田厚生	（同）
34番	坂口博美	（同）
35番	山下寿	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	日高陽一	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
公安委員長	松山昭
警察本部長	高井良浩
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会委員長	桑山秀彦

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第18号まで及び第22号から第32号までの各号議案、並びに継続審査中の請願第11号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和7年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号は、硫黄山に設置した水質改善施設の補修や施設内の火山噴出物等の処分を行うもの、国際テニス大会開催に向けて関係機関で組織する委員会に対して、大会の広報に係る費用を負担するためのものなどで、14億1,600万円余の増額となっております。

次に、議案第22号は、国の令和7年度補正予算のうち、国土強靱化等の公共事業、物価高対策事業に係るもの及び職員等の給与改定に要する経費について措置するもので、459億9,100万円余の増額となっております。

両議案を合わせた歳入財源の主なものは、国

庫支出金が219億6,600万円余、県債が180億2,800万円、繰入金が57億700万円余となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,295億9,500万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、議案第1号が、一般会計で2,500万円余を、議案第22号が、一般会計で7,000万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は178億6,500万円余となります。

総務部の補正予算は、議案第1号が、一般会計で1億4,000万円余を、議案第22号が、一般会計で2億4,600万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,455億8,400万円余となります。

また、宮崎国スポ・障スポ局の補正予算は、議案第1号が、一般会計で4億6,400万円余を、議案第22号が、一般会計で1,900万円余を、それぞれ増額するものであり、補正後の予算額は121億700万円余となります。

次に、宮崎県山村振興基本方針についてであります。

これは、令和7年3月に山村振興法が改正され、法期限が10年間延長されたことに伴い、宮崎県山村振興基本方針を改定するものであります。

このことについて委員より、「山村振興基本方針を改定することが目的ではなく、方針に掲げたことを具現化していくことが大変重要であるため、引き続き、積極的に市町村への支援を行い、広域的な連携に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、「第12次宮崎県交通安全計画」の策定についてであります。

これは、国の交通安全基本計画に基づき策定することとされている都道府県交通安全計画について、第11次計画が令和7年度末で終了することから、新たに第12次計画を策定するものです。

このことについて委員より、「特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティに関する法令遵守の徹底と安全対策について、どのように周知を行っているのか」との質疑があり、当局より、「小型モビリティの利用に当たっては、速度制限、年齢制限、運転免許の要否など、様々な条件があるため、テレビやSNSの活用など幅広い広報活動を通じて、安全利用に係る啓発に取り組んでいる」との答弁がありました。

このことについて委員より、「小型モビリティは、公共交通機関が利用しづらい地域でも運転することができるため、自動車免許を返納した高齢者の利用も期待できる。幅広い世代への利用促進を図るためにも、他県に先駆けて利用条件や種類、安全対策の周知徹底に取り組んでいただきたい」との意見がありました。

次に、宮崎国スポに向けた体制づくりについてであります。

県カヌー協会の元理事長であった県立高校の教諭が、選手強化費などの名目で交付された補助金を横領した容疑で逮捕された件について、当局より、「今後、事実関係を確認した上で、教育委員会と連携し、必要な対応などにしっかりと取り組んでまいりたい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、他の競技でも同様の事案が発生しないよう、教育委員会と連携し、金銭の取扱いについてはしっかりと指導するとともに、特定の指導者に役割が集中しない

ような体制づくりについても取り組んでいただくよう要望します。あわせて、宮崎国スポを目前にして、選手が大切な指導者を失うことなく、競技に集中できる環境をつくっていただくよう要望します。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、継続審査中の請願第11号については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、ドクターヘリ運航支援や病院救急車の運行に係る経費の補助などによるもので、一般会計で3,300万円余を、議案第22号が、職員の給与改定に要する経費として、一般会計で2億3,500万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,445億5,700万円余となります。

このうち、新規事業「病院救急車活用促進事

業」についてであります。

この事業は、病院救急車の運行に係る経費への補助を実施することにより、病院救急車を活用した高次の医療機関からの転院搬送を促進し、救急搬送の需要が高まる場合に備えた患者搬送の手段の確保を図るものであります。

このことについて委員より、補助の対象となる医療機関及びその経費について質疑があり、当局より、「病院救急車を保有する第2次救急医療機関のうち、希望のあった4施設を対象に、給与費や備品購入費、通信運搬費など、病院救急車の運行に係る経費に対して補助を行うこととしている」との答弁がありました。

また、別の委員より、病院救急車のメリットについて質疑があり、当局より、「救急医療機関から、回復した患者の転院搬送を病院救急車が担うことで、救急搬送を主とする消防機関の負担軽減が図られるとともに、転院搬送における役割分担の明確化により、救急患者の適切な受入れにもつながるものと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、救急搬送など緊急性の高い事案に対して消防機関の救急車が適切に対応するために、比較的緊急性の高くない転院搬送における病院救急車の活用が重要であることから、より一層の活用促進のため、医療機関への継続的な支援を行っていただくよう要望します。

次に、議案第13号「訴えの提起について」であります。

これは、宮崎県母子福祉資金貸付金に係る債権について、返還に係る協議に真摯に対応しない借主及び連帯借主の計2名に対し、償還金及び違約金の支払いを求める訴えを提起するものであります。

このことについて委員より、訴えを提起する判断基準について質疑があり、当局より、「返還に係る協議に真摯に対応しない者であること、一般的な家庭と同等以上の暮らしをしているなど返還できる資力があると判断できる者であること、回収見込額が法的措置に係る費用に対して合理的であること、通常の返還請求手続では解消が見込まれないと判断されること、これら全てに該当する債務者に対して訴訟を検討することとしている」との答弁がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に要する経費として、病院事業費用について8億4,300万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は486億3,700万円余となります。

次に、県立病院事業の令和7年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて委員より、県立宮崎病院の入院収益が昨年度同期と比較して減少している要因について質疑があり、当局より、「要因の一つとして医師の欠員が挙げられ、欠員による手術件数への影響は大きく、その結果として減収となったことを真摯に受け止めている。今後は、関係大学との連携を図りながら、一人でも多くの医師確保に努めていく」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、商工建設常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、「ひなた TENNIS PARK MIYAZAKI」で行われる国際大会の開催支援等に要する経費として、一般会計で200万円を、議案第22号が、市町村と連携して発行するプレミアム付商品券等及び職員の給与改定に要する経費として、一般会計で10億8,500万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、補正後の予算額は501億800万円余となります。

このうち、新規事業「国際テニス大会開催支援事業」についてであります。

これは、令和8年3月に完成予定の「ひなた TENNIS PARK MIYAZAKI」で行われる国際大会の開催を支援することで、本県への誘客の増加やテニスの一大拠点としてのブランド力向上を図るものであります。

このことについて委員より、本大会の開催に伴う本県への経済効果の具体的な見込みについて質疑があり、当局より、「直接的な経済効果については、少なくとも1億4,000万円を目標に考えている。PR効果などによる間接的な経済効果については、現時点で試算をしていない

が、大会終了後にしっかり算出してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県民からの理解を得るためにも、大会終了後には、県外からの宿泊客数も含め、直接的、間接的な経済効果を正確に算出し、公表していただきたい」との要望がありました。

次に、物価高対応プレミアム付商品券等発行事業であります。

これは、継続する物価高の影響により、地域経済や県民の暮らしが厳しい状況にあることから、市町村と連携してプレミアム付商品券等を発行することにより、県民の負担軽減を図るとともに、消費の下支えを行うものであります。

このことについて委員より、「本事業は経済対策に伴う国の重点支援地方交付金を活用し、実務は市町村が担うことになるが、実際に県民の手元に届く時期をどのように想定しているのか」との質疑があり、当局より、「国の補正予算については、現在、国会にて審議中であるが、事業の早期実施を図るため、県としては迅速に予算措置をしたいと考えている。市町村に対しては早期の予算措置を要請しており、自治体によっては年度内の事業開始を目指す動きもある」との答弁がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、災害対策事業等に係る経費として、一般会計で3億6,500万円余を、議案第22号が、防災・減災、国土強靱化等及び職員の給与改定に要する経費として、一般会計で308億4,800万円余を、議案第24号が、職員の給与改定に要する経費として、特別会計で50万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた

補正後の予算額は1,207億9,900万円余となります。

このうち、国土強靱化対策に関連する公共工事についてであります。

このことについて委員より、「第1次国土強靱化実施中期計画では、5年間で20兆円強の公共事業が計画されているが、国会にて審議中の補正予算による県内公共工事への影響について、どのような所感を持っているか」との質疑があり、当局より、「国土交通省の補正予算について、総額は約3兆円、30%程度の伸びを見せているものの、公共工事においては10%程度の伸びとなっている。県内への影響については、現時点では見通せない状況である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県内経済を活性化させていくためにも、地元の建設産業がこれまで以上に県の事業に参画できる機会をつくらせたい」との要望がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、環境農林水産常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第6号については賛成多数によ

り、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、硫黄山河川白濁対策に要する経費などとして、一般会計で2億1,400万円余を、議案第22号が、給与改定に要する経費及び国の経済対策に係る補正予算に対応するための経費として、一般会計で43億6,300万円余を、議案第23号が、給与改定に要する経費として、特別会計で30万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は272億1,000万円余となります。

このうち、硫黄山河川白濁対策推進事業についてであります。

これは、令和8年4月に県が設置した水質改善施設をえびの市に譲与する方針であることを踏まえ、施設の補修や、施設内に堆積している火山噴出物等を最終処分場へ搬出し、処分するための経費を措置するものであります。

このことについて委員より、「水質改善施設の整備に係る経費を県が負担したということだが、他県で国が整備した事例はあるのか」との質疑があり、当局より、「他県では、国が河川管理の必要上、施設を整備した事例はある」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「本県の事案についても、国が整備してよかったと考えるが、県は国に対して支援を要望しないのか」との質疑があり、当局より、「県は火山活動が発生した平成30年から国に対し支援を要望している」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、農産物の生産性向上や高付加価値化、コスト削減など産地収益力の強化を図るために要する経費などとして、一般会計で1億1,000万円余を、議案第22号が、農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止する事業に要する経費などとして、一般会計で54億円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は500億7,900万円余となります。

このうち、農業支援サービス立ち上げ支援事業についてであります。

これは、農業の持続的な発展を図るため、農作業受託といった農業支援サービス事業の実施に必要なスマート農業機械等の導入を支援するものであります。

このことについて委員より、「各地域の申請状況はどのような傾向があるのか」との質疑があり、当局より、「全県で取り組まれている状況ではあるが、西諸県地域が多い傾向にある」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「地域の農業を守っていく上で、中山間地域や条件不利地域で継続して営農できることが重要である。そのための仕組みづくりをどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「当該事業は、個人事業主など幅広い実施主体を対象とし、持続可能な農業ができるように、農業支援サービスを充実させることとしている。また、中山間地域などにおいては、町や村が出資する事業体と連携して、支援サービスの充足状況を調査していきたい」との答弁がありました。

次に、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画

(後期計画)の素案についてであります。

このことについて委員より、「家族経営体や法人経営体などが協力して、長期的に地域の農業を守っていくという機運が重要であることから、計画を策定するに当たっては、将来像やメッセージ性を明確にしていきたい」との意見がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、文教警察企業常任委員会、荒神稔委員長。

○荒神 稔議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第26号は、電気事業会計について、職員の給与改定に要する経費及び国の補正予算等を受け、県土整備部において多目的ダム改良工事の増額補正を行うことに伴い、共同施設負担金を増額するものであり、収益的支出の事業費及び資本的支出で9億2,400万円余の増額を行うものであります。この結果、電気事業会計の補正後の事業費及び資本的支出の

合計は111億4,100万円余となります。

また、議案第27号は、工業用水道事業会計について、議案第28号は、地域振興事業会計について、それぞれ職員の給与改定に伴い収益的支出の事業費を増額するもので、補正後の事業費の合計は、工業用水道事業会計が4億8,000万円余、地域振興事業会計が1,900万円余となります。

次に、令和8年・9年度の売電入札結果についてです。

これは、企業局で発電する電気の売電料金について、これまで総括原価方式に準じた価格交渉により決定していたが、令和8年3月をもって現在の契約が満了となるため、国の通知に基づき、一般競争入札により、契約先及び契約単価の決定を行ったことから、その結果を報告するものであります。

このことについて委員より、「契約単価が現行契約の単価より上がっているが、全国的にも上昇傾向にあるのか」との質疑があり、当局より、「これまでの単価は必要な経費を積み上げて決定していたが、今回、一般競争入札としたことで、競争性が生まれたことにより単価は上がっている」との答弁がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、一般会計で、ひなた宮崎県総合運動公園自転車競技場の改修工事に係るものなどで5,800万円余を、議案第22号が、一般会計で、職員の給与改定に要する経費で30億3,300万円余を、議案第25号が、特別会計で100万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,277億9,000万円余となります。

次に、県立高等学校の教諭が、選手強化費などの名目で交付された補助金を横領した容疑で逮捕された件についてです。

このことについて委員より、「県内には多くのスポーツ団体があるが、今後どのように再発防止に取り組むのか」との質疑があり、当局より、「宮崎国スポ・障スポ局と連携して、県スポーツ協会に対して、各スポーツ団体への事務の適正な執行等の指導を要請したところである。さらに今後は、部活動に関わる指導者や関係職員に対する指導を徹底するなど、今回の教訓を生かして再発防止に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第22号が、職員の給与改定に要する経費として、一般会計で6億5,200万円余を増額するものであり、補正後の予算額は307億6,200万円余となります。

次に、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の現状と被害防止対策についてです。

このことについて委員より、「県内の特殊詐欺等の被害における最大の被害金額はどの程度なのか。また、被害額は増加傾向にあるのか」との質疑があり、当局より、「令和7年中にSNS型投資・ロマンス詐欺で1億円を超える被害が発生している。また、令和7年は9月までの被害額が昨年度1年間の被害総額を超えており、被害額は増加傾向である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「特殊詐欺等の被害防止対策で成果が上がっている取組はあるものの、特殊詐欺の手口は巧妙化している。撃退力向上対策、看破対策、未然防止対策などの被害防止対策について、これまで以上に力を入れて

いただきたい」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山 衛議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました議案について、まず、議案第1号、第3号、第6号、第16号及び第32号について、反対の立場から討論いたします。

議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」及び議案第16号「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連がありますので、一括して討論いたします。

議案第1号は、14億1,607万3,000円の追加補正をするもので、内容は、県単事業の硫黄山河川白濁対策推進事業や国庫補助決定に伴う事業など、県民生活にとって必要な各種の補正事業であると思います。

問題とするのは、屋外トレーニングセンター

事業に補正予算措置されていることです。

議案第16号は、屋外トレーニングセンターの管理運営を、フェニックスリゾート株式会社、株式会社馬原造園建設、株式会社MR Tアドの3社で構成するグループ、シーホース宮崎に指定しようとするもので、期間を3年から5年に延ばしています。

このトレーニングセンターは、県の「スポーツランドみやざき」のさらなる推進を目的に、シーガイア跡地をフェニックスリゾート社から無償提供を受けて、当時18億2,600万円を投じて建設されました。

プロスポーツチーム等の利用が主となる同施設、どれほどの利用があったのでしょうか。また、あくまでも公共施設であり、県民利用も促進されなければなりません、どうだったのでしょうか。

指定管理者の選定に当たって、公募に応じ申請したのは、シーホース宮崎1社です。指定管理料は年額5,260万円、5年間で2億6,300万円が提案されており、今期に続いての指定管理者の指定です。

しかし、指定管理者がグループ会社とはいえ、トレーニングセンターの要である土地を無償で提供した会社がグループの一員であることの違和感を感じざるを得ません。運営上の利害関係が起きない保証があるのでしょうか。そこは実に不透明であり、県としても問題意識を持つ必要があるのではないのでしょうか。

今回の屋外トレーニングセンターの指定管理者の指定に反対するものです。

次に、議案第3号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」及び議案第6号「宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例」については、関連しますので、併せて討論いたし

ます。

今回提案の条例改正は、平成18年から実施している県の森林環境税の県民税均等割の超過課税の実施適用期間を、令和12年度分まで5年間延長しようとするものです。その額、県民1人年間500円です。

また、令和6年から国が導入し、住民税に上乗せして1人年額1,000円を徴収している、県と同じ名称の国の森林環境税ですが、ここの混同を避けたいとして、県の名称を「水と緑の森林づくり税」に、また、宮崎県森林環境税基金の名称を「宮崎県水と緑の森林づくり税基金」に変更、改正しようとするものです。

そもそも国の森林環境税は、東日本大震災の復興を名目にした復興特別住民税1人1,000円の終了を機に、森林環境税と名前を付け替えて税の徴収を継続した理不尽なものです。

国の森林環境税は、譲与税として一定額が県に還元されます。県は、県の森林環境税とは使途・目的を異にするものとしていますが、県民にとって双方からの森林環境税の徴収は、二重の県民負担であることは疑いありません。

しかし、決して森林環境の保全や整備をないがしろにするものではありません。必要な事業には必要な財源を投入することは当然です。しかし、目的税に頼ったり県民負担に頼る事業の在り方は改めるべきと思います。

今回提案の税徴収の期間延長及び名称の変更ではありますが、私は、森林環境税そのものの廃止を求めるものです。

次に、議案第32号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国の特別職等の給与改定に準じて、知事や議員等、特別職の期末手当の引上げ

を行うとするものです。

人事院・人事委員会勧告による職員給与や手当を引き上げることは当然のことです。しかし、今、異常な物価高騰が長期化する中、賃金は物価高騰に追いつかず、県民所得は伸び悩み、消費税の負担、国保税や介護保険料の引上げなど県民負担が増大する中で、個人消費の落ち込みは地域経済にも影響を及ぼしています。

こうした状況の中で、知事をはじめ特別職の期末手当を引き上げることなどは、県民の生活実態、県民感情からしても、決して好ましいとは言えません。県民の納得は得られないのではないのでしょうか。

今回の特別職に係る期末手当引上げの提案には賛成できません。

続いて、請願について述べます。

常任委員長報告で不採択とされた継続請願第11号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願」は、採択を求めます。

本請願は1年前に提出されたものです。継続審査が繰り返され、今議会5回目の審査の結果が不採択です。現在の深刻な医療を取り巻く現状をどのように審査されたのでしょうか。

請願者である22の医療機関・団体が、2024年度の診療報酬改定は物価高騰には全く見合わず、このままでは地域医療の存続が危ぶまれ、医療機関の事業と経営の危機は、必要な医療を受ける国民の危機でもあり、この深刻な医療の現状を先送りにできない、2年後の改定を待たないと、診療報酬の再改定と財政支援を求めた切実かつ緊急性を要するものでした。

ですから、医療機関の存続と地域医療を守るためにも、一刻も早い採択、そして国への意見書提出が求められていたのです。

今、次期の診療報酬の改定率が12月末に決まるのを前に、全国でも運動が広がり、日本医師会や日本病院会など医療・介護・福祉43団体でつくる国民医療推進協議会は、国民医療を守るための総決起大会を開いて、診療報酬の大幅なプラスを求める決議を上げました。まさに全国的・国民的課題となっています。

厚生労働省が先月末、中央社会保険医療協議会総会に報告した医療経済実態調査の結果は、2024年度、一般病院の72.7%が赤字で、平均利益率はマイナス7.3%と2年連続の赤字であり、物価高騰や人手不足などで厳しい経営と存続の危機に直面している医療機関の実態が明らかにされました。

まさに、地域医療や医療従事者を支えるための支援は待ったなしです。今からでも遅くはありません。県議会から「地域医療を守れ」と意見書を上げることは、県民を守る県議会の責務でもあると思います。

本請願を不採択と切り捨てず、採択して、県民の願いに、期待に応えようではありませんか。採択を求めるものです。

議員各位の賢明な御判断を切に求めて討論いたします。以上です。(拍手) [降壇]

○外山 衛議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第3号、第6号、第16号及び第32号採決

○外山 衛議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第3号、第6号、第16号及び第32号について、一括お諮りいたします。

これらの議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山 衛議長 起立多数。よって、議案第1号、第3号、第6号、第16号及び第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、第4号、第5号、第7号から第15号まで、第17号、第18号及び第22号から第31号まで採決

○外山 衛議長 次に、議案第2号、第4号、第5号、第7号から第15号まで、第17号、第18号及び第22号から第31号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第11号採決

○外山 衛議長 次に、請願第11号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山 衛議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉

会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員派遣の件

○外山 衛議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○外山 衛議長 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと21日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えますよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、令和7年11月定例会を閉会いたします。

午前10時52分閉会